

ID: 1533

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。</p> <p>(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)</p> <p>第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日